

九州における適格消費者団体結成の取り組み

09.11.24

消費者支援機構福岡 理事
弁護士 平田 広志

1. 九州各県の状況

(1) 大分県

07年8月 大分県消費者問題ネットワーク設立

08年1月 NPO法人の認証

(2) 福岡県

09年3月 福岡県弁護士会消費者委員会のプロジェクトチームが中心となって、県下の消費者団体、消費生活相談員、生活協同組合、大学関係者、司法書士、行政の担当者等に呼びかけて結成準備会である「福岡県に適格消費者団体をつくる会」を結成し、以後、設立準備の取り組みを強めた。

09年9月 消費者支援機構福岡設立

NPO法人の認証申請中

(現在、個人会員127名、団体会員7名)

(3) 沖縄県

06年12月 消費者ネットワーク沖縄設立

(4) 鹿児島県

08年11月 消費者ネットワークかごしま設立

(5) 熊本県

09年9月 シンポジウム、その後「消費者支援ネットくまもと」の設立準備会が発足

(6) その他

佐賀県でも佐賀消費者フォーラム（03年11月設立）を中心に検討が始まっており、長崎でも新たなネットワーク作りの動きが始まっている。

2. 九州の特色

(1) 消費者被害が多い（多重債務、日掛、ヤミ金、マルチなど）

(2) 被害救済活動も活発（クレサラ被害者救済の組織など）

(3) 生活協同組合のネットワーク作り